

【いじめ問題への対応】

◆いじめ情報のキャッチと一時対応

情報のキャッチ

- いじめが疑われる言動を目撃
- 生活ノート等から気になる言葉を発見
- 「いじめアンケート」から発見
- 養護教諭等の同僚教員やスクールカウンセラーからの報告
- 保護者からの訴え・報告
- 当該児童生徒からの訴え
- 周囲の児童生徒からの訴え・報告

- *一人で判断せず、組織的に取り組む。
- *解決に向けて、正確な事実確認を行う。

管理職等への報告

管理職に第一報を入れる。管理職が不在の場合は、いじめ対策委員会に所属する教員に速やかに報告する。

いじめ対策委員会の開催（４月から常設）

校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・担任・当該学年教員・養護教諭・部活動顧問・スクールカウンセラー等により常設し、児童生徒にも周知する。

事実関係の把握

- ①聞き取るべき内容等、留意すべきことを確認する。（いじめの事実を正確に聞き取る）
- ②事実確認は、被害・加害・関係する児童生徒を個別に同時進行で行う。
※「事実確認」と「指導」を明確に区別する。
- ③聞き取った情報（発生日時・場所・内容等）を一元化し、「いじめの背景」「子供の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

対応方針の決定

- ①児童生徒の安全を最優先として、緊急度を確認する。
- ②いつ・誰が・どのように対応するのかを決め、全教職員に周知し、迅速に行う。

いじめの報告を受けた際、 教職員が陥りやすい傾向

- 自分はきちんと児童生徒を指導できているから、自分の力だけで解決できると過信する。
- 不十分な事実確認のもと、児童生徒からの訴えを先入観や一方的な思い込みで判断しようとする。
- いじめが生じたことを自分の指導力不足が原因と思い、他の教職員に知られたくないと感じて抱え込んでしまう。

保護者との連携

（担任を含む複数での家庭訪問）

教育委員会との連携

関係機関との連携

（児童相談所・警察等）

*適切に一次対応できたかを振り返る。

（参考：和歌山県いじめ問題対応マニュアル）